

亀山市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月22日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

田村町東野自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 問山 輝重

亀山市田村町7-1-1番地10

変更後 馬場 義一

亀山市田村町7-1-1番地11

3 変更の年月日

平成31年2月3日

4 変更の理由

任期満了による